

平成22年 3月 2日

1・2年生保護者 様

島根県立松江南高等学校長

高等学校授業料無償化に伴う諸会費の取扱いについて

平素、保護者のみなさまには、本校教育に対しましてご理解ご協力をいただきまことにありがとうございます。

このたび国から、平成22年4月より原則として公立高等学校の授業料を無償化する方針が示され、そのための法律が制定される見込みです。

法律の制定により、当校でも授業料の徴収はなくなりますが、学校が教育活動に必要な実費を徴収する「学校徴収金」、PTA等の団体から委任に基づき徴収する「団体会計会費等」などの諸会費については、引き続き納付が必要であります。

つきましては、授業料徴収がなくなり諸会費のみとなることに伴い、平成22年4月から下記のとおり口座振替制度を変更いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

諸会費の口座振替について各金融機関と県教育委員会事務局で協議を行ってきましたが、諸会費が公金でないこと、金融機関に対する個人情報保護についての国の指導があることから、これまでの制度の維持ができなくなりました。

記

1 取扱い金融機関

現在の口座振替件数や学校から金融機関の距離などを検討した結果、当校では取扱い金融機関を下記2の金融機関に限定させていただきました。

現在、この取扱い金融機関以外で口座振替納付をしておられる保護者には、後日金融機関変更のご案内、口座振替依頼書用紙を生徒を通じてお届けいたしますので、お手数をおかけしますが、「口座振替依頼書」（ゆうちょ銀行は「自動支払利用申込書」保護者控え）の提出をお願いします。ゆうちょ銀行の控えは、コピーしてお返しします。

また、現在の金融機関を変更されたい保護者は、口座振替依頼書用紙を学校事務室まで取りにこられるか、電話をしていただければ生徒を通じてお届けいたします。

2 手数料

口座振替には手数料がかかります。手数料は、諸会費の金額に加算して口座から引き落とされます。

取扱い金融機関と手数料は次のとおりです。

取扱い金融機関	手数料
山陰合同銀行	25円
島根銀行	25円
県内各農協(JA)	25円
ゆうちょ銀行(郵便局)	10円

3 振替日

毎月26日(金融機関休業日の場合はその翌日)

ただし、3年生の2月分及び3月分は2月15日

1、2年生の2月分及び3月分は2月26日

保護者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、取扱い金融機関からの口座振替による納付にご協力ください。

保護者の方で金融機関の変更が生じる場合は、「口座振替依頼書」上2枚(ゆうちょ銀行は「自動支払利用申込書」保護者控え)を3月24日までに学校事務室までご提出ください。